

地域で広げよう

消費者の安全・安心

近頃、日々の暮らしを脅かす問題が増えていきます。要因は様々ですが、依然として悪質商法による被害は後を絶たず、消費者被害を防ぐためには普段から心の準備が大切です。安心安全な暮らしのため、地域で活動している皆さんとの連携を深め、消費者問題に取り組む「地域の輪」を広げ、地域ぐるみで身を守りましょう。

町内会回覧板を差し上げます！

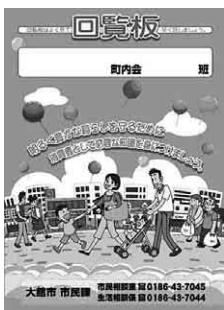
消費者被害を防ぐのに役立つ、悪質商法の手口等を掲載した町内会回覧板（消費生活啓発用回覧板）を差し上げます。回覧板の交換をお考えの方は、数量に限りがありますので、先着順に配布し無くなり次第終了します。

受付開始
受付場所
受渡方法

平成23年11月7日(月)

市民課生活相談係

窓口に備え付けてある申込用紙に、町内名、代表者名、連絡先電話番号を記し提出してください。



ケース1

自宅にかかる電話で「カニは好きですか？」と聞かれ、カニの購入を勧められた。「ええ、まあ…」と答えると、電話が切れてしまつた。数日後、宅配便でカニが送られてきて、中には請求書も入っていた。

ケース2

「この会社が上場したら、すぐ倍以上になる」と業者に勧められ、未公開株を購入した。業者からは『預り証』を渡されたが、株券は手元に届かなかつた。不審に思い発行会社に確認すると、上場予定はないと言われた。

容に身に覚えがない請求は、支払わないで無視することです。

あいまいな返事は禁物です。「必要ありません」「もう電話をかけてこないでください」ときっぱり断りましょう。

人の心理や環境につけこんだ巧妙かつ悪質な手口に、誰もが被害に遭う恐れがあります。最近は東日本大震災に便乗した手口も増えています。被害を防ぐためにも「本当かどうか、疑う」とを忘れないようにしましょう。

被害にあわないために

- 訪問販売は、家に上げないで応対する。
- その場ですぐに契約はせず、必ず家族や知人に相談する。
- 「簡単、必ずもうかる」というような甘い言葉をうのみにしない。
- 必要なものは「必要ありません」ときっぱり断る。



市民課生活相談係
☎ 43-7044

お問い合わせ